

中間市議会自動車使用規程

(目的)

第1条 この規程は、議会活動の効率化に寄与するため議会用自動車（以下「自動車」という。）の使用に関して必要な事項を定め、その合理的運行を図ることを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 自動車は次の場合に限り使用するものとする。

- (1) 重要かつ緊急な公務遂行のとき。
- (2) 議会の社交儀礼上必要なとき。
- (3) 議長が必要と認めたとき。

(使用者の範囲)

第3条 使用者はおよそ次の職にある者並びに関係者とする。

- (1) 議長、副議長、議員及び代理を命ぜられた議会事務局職員
- (2) 執行機関の職員で使用申込（様式第1号）をし、議長の許可を得た者
- (3) 議長が特に必要と認めた者

(議長の承認)

第4条 自動車を使用するときは、事務局を経由して議長の承認を受け、使用票（様式第2号）を運転手に交付しなければならない。

(局長の代決)

第5条 議長不在の場合、事件が緊急を要し、その他真に已むを得ないと認めたときは、事務局長がその運行につき代決することができる。

(使用上の注意)

第6条 使用者は常に議会の品位を保持することにつとめ、私用にわたる行為に運行してはならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は中間市庁用自動車管理規程（昭和35年中間市訓令第3号）の例による。

附 則

この規程は、昭和36年6月26日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)
 様式第1号 (第3条関係)

自動車使用申込書		決	係	係長	局長	議長	
		裁					
使用日時	申込	月 日	午後	時 分	～	午後	時 分
	※実際	月 日	午後	時 分	～	午後	時 分
行先			※走行距離	Km			
使用者 氏名及び 人 員			※実際人員	名			
使用目的							
経路							
※備考							
1 使用前日の正午までに申込みこと。 2 使用者は使用票に基づいて使用し、特に時間を 確実に守ること。			申 込 者		係 長	課 長	

様式第2号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）

自 動 車 使 用 票

No. _____

下記により使用して下さい。

年 月 日

議会議長

Ⓜ

様

使用日時			
行先（経路）			
乗車場所			
使用者	計 名		
※ 走行距離		備考	

自動車運転日誌				
年 月 日			運転手	係
天 候 晴 曇 雨				係 長 局 長
使用票号	出庫時間	経 路 (詳しく)		使 用 者 帰庫時間
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
	前後			前後
走行距離 (単位キロメートル)			ガソリン消費量 (単位リットル)	
前日までの走行距離	本日走行後のメーターのキロ数	本日の走行距離	補 給 量	
特記事項				

仕 業 前 点 検 表

月 日 午 前 後 時 分点検		運 転 手	係	係 長	局 長
良は○印、不良は×印で区別すること。					
1	エンジンのかかり具合	13	灯火の状態		
2	エンジンの調子	14	前後バネの締付状態		
3	計器類の状態	15	各車輪及びハブの締付状態		
4	ハンドルの操作具合	16	動力伝達装置の状態		
5	変速レバーの状態	17	ラジエーター、ラバーホース、ファンベルトの状態		
6	クラッチペダルの状態	18	蓄電池の状態		
7	ブレーキペダルの状態	19	タイヤの状態		
8	手ブレーキの状態	20	暖（冷）房装置の状態		
9	警報器の状態	21	ガソリン及びオイルの有無		
10	方向指示器の状態	22	携帯及び備品		
11	窓ふき器の状態	23	運転手の健康状態		
12	後写鏡の状態				
修理 又は 整備 事項					